

までに)

※総電力量 40%近くまで原子力発電でまかなおうとしている。

(2) 既設原発を酷使用する。(設計寿命 30年→60年に)

(3) 高速増殖炉の2050年商業炉, それまでにプルサーマル計画推進に全力をあげる。(※当面2010年迄に16~18基の原発で燃やす。)

原子力発電 中長期の方向性(イメージ)

○下図は、イメージを示すためのものであり、設備容量は68GWで一定と設定。
○既設の軽水炉は40~60年で廃炉, 2030年前後から現行の軽水炉を改良したものに順次代替。
○2050年頃から高速増殖炉導入 ※フルト=ウムは、2010年 プルサーマル16~19基
○使用済み核燃料「全量再処理」(毎年561000t) 各原発から使用済み核燃料の処理、六ヶ所、再処理800年

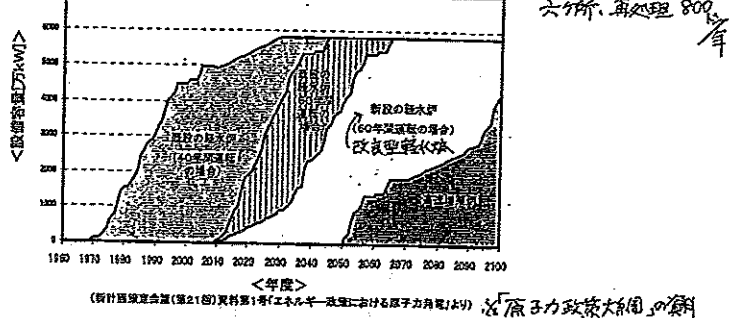


表2

日本の原子力政策のもとになる「原子力の研究, 開発及び利用に関する長期計画」が1956年に策定され, 5年毎に10回目を迎え, '05年から「原子力政策大綱」と改められました。普通の科学技術であれば半世紀もたてば成熟するものです。ところが核燃料サイクルに関する技術は, 原子炉本体はじめ, 使用済み核燃料・再処理・高速増殖炉・耐震安全性, 高レベル放射性廃棄物の最終処分, 科学技術者養成, 労働者養成問題など, あらゆる局面で, 安全性も経済性も行き詰まりに直面しています。それだけ危険性も増えています。(表1, 2参照)。 つい先日7月, 2010年の「原子力政策大綱」改定を先送りせざるを得ない状態になっています。

「耐震基準」。
世界最大規模の東京電力(東電)の柏崎・刈羽原発(1~5号機=BWR, 6・7号機=ABWR, 計7基821.2万kw)が, 新潟県中越沖地震(2007.7M6.8)に見舞われ, 原発史上初めての原発被災となりました。
この地震によるトラブルの発生件数は3,605件にもものぼりました。東電は「止める」「冷やす」「閉じ込める」の機能は果たされたとして「耐震安全性は確保された」と宣伝しています。しかし今回の中越沖地震では, 東京電力がこれまで, 起こりえないとしてきたことが起きてしまったのです。同地震による地震動の観測値が, 柏崎・刈羽原発の耐震設計値を超えてしまいました。東京電力は, その後住民説明会で, 型通りの謝罪をしましたが, これまで, 同原発周辺地域の震源断層の存在についての科学的知見に, 背を向けてきた事実への根本的な反省や謝罪のないことです。東京電力の姿勢を追認してきた国の責任も重大です。

2) 深刻に行き詰っている核燃料サイクルの状況の危険性
①科学的根拠がなかった原発

2009年(平成21年)7月3日 08時5分

原子力大綱 改定先送り

再処理トラブル影響 政策停滞浮き彫り

政策停滞浮き彫り

再処理トラブルの影響が浮き彫りとなり、原子力政策大綱の改定が先送りに見込まれている。政府は、原子力政策大綱の改定を先送りせざるを得ない状態になっている。

原子力政策大綱の改定は、原子力政策の方向性を示す重要な文書である。しかし、再処理トラブルの影響により、改定の進捗が遅れている。政府は、原子力政策大綱の改定を先送りせざるを得ない状態になっている。

再処理トラブルの影響が浮き彫りとなり、原子力政策大綱の改定が先送りに見込まれている。政府は、原子力政策大綱の改定を先送りせざるを得ない状態になっている。

さらに同原発では、機器や設備に安全上重要な A クラスの損傷がないとしています。B や C クラスの損傷が多数確認されています。

また東電は、同原発の 1~7 号機の全ての建物の最地下部で「1,000 ガル」の地振動に耐える耐震補強工事を実施せざるを得ないとして、これまでの基準地震動一律「450 ガル」について、1~4 号機は「2,280 ガル」(5.06 倍)に、5~7 号機については「1,150 ガル」(2.56 倍)に引き上げ、その後 1~4 号機については「2,300 ガル」に、5~7 号機については「1,209 ガル」に引き上げました。

しかし 7 号機については、東京電力が国の原子力安全・保安院に提出した「点検・報告書」を基に、同保安院と内閣府原子力安全委員会が検討していましたが、2009 年 2 月、「安全上の問題はない」として起動試験を了承、新潟県の技術委員会も 4 月に承認し、試運転が 4 月 9 日に始まりました。

地質学者・石橋克彦氏は、「長さ約 60 km と推定される佐渡

海盆東縁断層沿いに、M7.5 程度の地震を想定すべきである」としています。東電は、M7.0 の地震を想定していますが、同氏は、「科学を踏みにじった政府の柏崎・刈羽原発『耐震偽造』と、国と東電の運転再開への対応に疑問を呈していません。

※ガル：加速度の単位。地震による揺れを起こさせる力の大きさを表す。

1 ガルは 1 cm/sec

※M (マグニチュード)：地震そのもののエネルギーの大きさを示すもの。M が 1 違うと、地震エネルギーは 30 倍、2 違うと約 1000 倍違うことになる。(濃尾地震 M8.0【1891 年】 関東地震 M7.8【1923 年】)。

(以下 次号に続く)

「健康で文化的な最低限度の生活」って何？

今こそ「満身創痍」の原子力政策を転換するとき I.

核燃料サイクル施設立地反対連絡会議

事務局長 小山内 孝

《はじめに》

私たちは、原子力政策を安全優先の立場で根本的に見直すことを要求してたたかっています。原発の多くの事故の中で私たちが学んだことは、日本の原子力政策がその安全问题を中心にあらゆる局面で深刻な行き詰まりとなっていることです。

六ヶ所の再処理工場でも、各地の原発でも、いづどこで臨界事故などのシビアアクシデントに見舞われるか分からない状況です。特に現在は、原子力施設の地震に対する耐震安全性が鋭く問われているのです。変動地形学者を中心とする多数の断層学者が、電力会社や政府の原子力安全審査が、活断層を正しく認定してこなかったということを明らかにしてい

ます。また原子力発電を行って半世紀たった今も、原子力の推進側から独立した安全規制機関がないことも驚きです。そして今もって、高レベル放射性廃棄物「ガラス固化体」の最終処分地の見通しもないままです。

1) 使用済み核燃料の「全量再処理」という目標を掲げた「原子力政策大綱」は深刻に行き詰る。

‘05 年 10 月に決めた「原子力政策大綱」の要点は、以下のとおりです。(表 1, 2 参照)
①核燃料サイクル路線をすすめる。

原発からの使用済み核燃料を「全量再処理」して、プルトニウムとウランを取り出し、高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)をつくる。

②原子力発電を基幹電源として

(1) 原発を増やし、利用率を上げる。(2030 年 5,800 万 kw

支出合計が 742,014 円に訂正されました。

規約改正では、現行規約第五章第 11 条「会計年度は、毎年 1 月 1 日より 12 月末日までとする。」とあるのを、「会計年度は、毎年 6 月 1 日より翌年 5 月 31 日までとする」と改正しました。

役員体制は以下のようになりました。

- 理事長 中里 紘一(歯科医師)
副理事長 神田 健策(弘前大学)
“ 木村 繁隆(自治労連)
事務局長 三上 正悟
理事 奥村 榮(県私教連)
榑部 孝行(むつ生活と健康を守る会)
佐藤 倅造(中弘南黒地区労連)
諏訪 益一(県会議員)
土岐 満子(子ども研究所)
○ 寅谷 正(高教組)
○ 鳴海 進(県公務共

- 闘)
松田 勝(八戸市議会議員)
○ 山中 孝弘(自治労連)
吉田 好男(県商工団体連合会)
監事 阿部 喜美子(新婦人県本部)
田中 清治(県労連)

◎第 9 回自治体・地域づ

くりセミナーは 11 月 14 日(土)～15 日(日)。

浅虫温泉 南部屋旅館でやります。いまから予定をあけておいてください。

《総会での講演》

青森県生活と健康を守る会連合会事務局長 神 江美氏

1、憲法は、その理念をくらしに生かしてこそ憲法

(1) 実態事例に学ぶ貧困
① 広がるワーキングプア
— こんなにかんばって働いても暮らせない—
(青森市 女性 26 歳 夫 33 歳 子 1 歳半 3 ヶ月)

家賃滞納で立ち退きを迫られているので、すぐにお金を借りられる制度があれば紹介してほしい。今までも滞納があり、月 52,050 円の家賃と、滞納分を合わせて月 80,000 円の約束で払ってきたが、払えなくなった。今日、明日払えなければすぐに退去するよう大家さんに言われ、友人・知人をお願いしたが、貸してもらうことができなかった。友人から聞き生活と健康を守る会に相談。

夫の給料が減り、現在約 20 万円。その中からサラ金に

47,000 円差し押さえられている。また最近夫が事故を起こし、免責分会社から引かれているので、家賃を払うと生活費が残らない状態が続いている。借金は夫名義のものだけ。現在弁護士に相談し、自己破産の手続き中。今、妻の母親が危篤状態のため、1 歳半の子を連れて実家に帰省中。夫は、仕事を休むとクビになるので、3 ヶ月の子をトラックに乗せて仕事をしている。3 時間おきにおしめを取替えミルクを与えながら、泣くたびに休憩しながらの仕事にかなり疲労している様子。夫の心身疲労がひどく、精神的に不安定になっているので心配。今日も岩手に向かって走行中のため連絡がとれない。夫は両親とも死亡。兄弟はいない。

緊急資金等あたってみたが、すぐにお金を借りることはできず、市の支援室でも(しあわせ相談室)でもどうにもできないという。また会では 3 ヶ月の子と夫の疲労・心労が心配なので、乳児院に預かってもらうことをすすめたが、市では、最初は前例もないし、むずかしい

2009年9月7日 第48号

【事務局】青森自治研 三上正悟

〒030-0852 青森市大字大野字若宮 165-19

TEL 017-762-6234

自治研

第9回定期総会開かれる

昨年(2008年)の第8回定期総会で、総会の開催時期が6月になりましたので、今年の第9回定期総会は6月27日午後1時から、青森県食糧会館で会員13人出席のもと開かれました。

総会が始まる前に、恒例の学習会が行われました。今年は県生活と健康を守る会連合会の事務局長 神江美氏が、「健康で文化的な生活ってなに？一緒に考えましょう」と題して講演をしてくださいました。

神さんの講演の内容については以下何回かにわけて掲載する予定です。

経過報告では、総会の開催時期が変わったため、約17ヶ月間の取り組みについて報告がありました。

今後の取組みとしては、①情勢や課題についての講演の開催、学習の強化、他団体との共催などを追及する。②自治労連との連携を強める。などが強調されました。

決算、会計監査報告のあと予算案および規約改正案の提案がありました。

討論のあと、予算については支出の部で予備費が70,514円、

という回答だった。交渉してもらったら、児童相談所で手続きをし、『ショートステイ』という形で乳児院に預かれることを確認でき、一安心。

※その日の夜11時半ごろ、夫が「3ヶ月の子と心中する」と妻にメールしたとのこと。午前零時過ぎ、夫の友人が駆けつけ精神的に安定。3ヶ月の子はとりあえず友人が預かってくれることに。→翌日妻が青森に帰り、現在おちついている。

ポイント1 この家庭の生活保護基準は215,320円なのでワーキングプアになる。サラ金、家賃滞納分、事故免責分の上乗せを考慮すると、到底生活は立ち行かない。

ポイント2 トラック業種では、事故を起こせば自己負担50万円という会社もある。また、賃金が100%歩合制というところもある。運転手の仕事は過酷。

ポイント3 実家、知人、友人どころか、役所もこのケースでは機能せず、生活と健康を守る会に繋いでくれた友人がいな

かったら、どのような結果になったかわからない。

(以下次号に続く)。

憲

自民党の「新憲法草案」の地方自治に関する改正案の問題点は主に次の点です。

①大原則としての「地方自治の本旨」を解体し、バラバラの小原則にしている。

②住民を地方自治への「参画」者とし(91条1項)、自治体の役務の「負担を公正に分担する義務」の主体に。(2項)

③現行95条の地方自治特別法住民投票制度を削除。

④地方自治体の種類として、基礎地方自治体のほかに広域地方自治体を明記した道州制への志向が含意。

⑤自治体の財政について、自主財源を基本とすべき(94条の2第1項)。国が必要な財政上の措置を講ずる(2項)。健全財政の確保(3項)。

財政運用にも「自立と自己責任」を強いるもの。また自治体間の財政的レベルを均す原則はない。